

第2回デジタル競争グローバルフォーラム
～協調、イノベーション、そして成長のための政策形成及び法執行～
令和8年1月30日

(要約)

冒頭挨拶（茶谷 栄治 公正取引委員会委員長）

公正取引委員会は、令和7年12月、日本において「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（スマホソフトウェア競争促進法又はスマホ法、英語では Mobile Software Competition Act: MSCA）」が全面施行されたことを受け、第2回となる本フォーラムを開催した。茶谷 栄治委員長は、公正取引委員会の主要な目標は、海外当局との深い国際協力や事業者との継続的な対話を通じて、本法律の「円滑かつ効果的」な執行を確実にすることにあると強調した。また、デジタル競争政策はグローバルな取組であり、日本の努力は単なる国内市場のみならず、国際社会全体に利益をもたらすことを意図していると主張するとともに、本年のフォーラムは、多層的な議論を可能にするため、特にスタートアップ部門からより多様な参加者を迎える形で進化したと説明した。さらに、重点的な焦点の一つは、いわゆる「ビッグテック」と中小事業者（SME）との対話を促進することであると述べた。同氏は、デジタル市場の状況は国ごとに異なるものの、最終的にユーザーにより良い製品やサービスを提供するという共通の目的を見失わずに、違いを互いに受け入れつつ、密接な国際協力を育むためには絶え間ない対話が必要であると述べて締めくくった。

基調講演（佐久間 正哉 公正取引委員会事務総局官房デジタル・国際
総括審議官）

佐久間 総括審議官は、現在のグローバルなデジタル情勢と本フォーラムの目的について戦略的な概観を提示した。同氏は、世界的にデジタル規制が進展するにつれ、各当局のアプローチの違いがより明確になっており、より強力な国際協力が必要であると指摘した。続いて、佐久間総括審議官は、本フォーラムの三つの具体的なパネルテーマを以下のとおり概説した。

- パネル 1：共通課題の克服と協力の醸成：このセッションでは、各国の当局が使用する多様なツールについて取り上げ、今後の国際連携について議論する。具体的に

は、EU の DMA、英国の DMCCA、日本の MSCA といったいわゆる「事前規制 (Ex-ante)」の先駆的な取組と、米国の司法省 (DOJ) 及び連邦取引委員会 (FTC) が主導する積極的な「事後 (Ex-post)」の法執行との対比が焦点となる。その目的は、各当局が手法の違いを理解しつつ、公正な競争の促進という共通の目的を再確認することにある。

- パネル 2：未来への投資～プラットフォーム型経済において中小事業者がいかに成長するか：佐久間総括審議官は、スタートアップが繁栄するためにはプラットフォームと中小事業者の間の建設的な対話が「不可欠」であることを強調した。このパネルには、マイクロソフト (ビッグテック)、Wantedly 及び SherLOCK (スタートアップ) 並びに Y コンビネーター (アクセラレーター) に加え、欧州委員会とドイツ当局が参加する。焦点は、新しい規制がビジネス活動を「過度に抑制」することなく、プラットフォームのエコシステム内での成長を促進することにある。
- パネル 3：原則から実践へ～未来に適合する競争政策：最後のセッションでは、生成 AI やその他の進化するテクノロジーに対応した競争政策の理想的な形態について議論する。規制とイノベーションの間に存在する固有の緊張関係を探求するもので、AI 開発の最前線に立つアップル、グーグル及び OpenAI の見解に加え、タイ当局や OECD の代表者を交え、将来を見据えた国際基準の必要性について議論する。

佐久間総括審議官は、これらのセッションを通じて構築される信頼が、より良いグローバルなビジネス環境と、世界中でのより効果的な競争法の執行に寄与するであろうと述べて講演を終えた。

パネルディスカッション①：共通課題の克服と協力の醸成

公正取引委員会の片岡 嶺 デジタル調整専門官が司会を務めた冒頭のパネルでは、六つの主要な競争当局のハイレベルな代表者が、デジタル市場における最近の取組と国際協力の重要な役割について議論した。議論を通じて、デジタル市場の規制環境はますます積極的になっているものの、その法的枠組みや執行ツールは多様であることが浮き彫りとなった。

各管轄区域の取組に関するプレゼンテーション

- インド：インド競争委員会 (CCI) ジョイント・ディレクター：サヴィトリ・コレ氏は、自己優遇や排他的合意といった、e コマースからモバイルエコシステムを含むデジタル競争問題に関する CCI の長年にわたる調査について詳述した。同氏は、デジタル市場固有の構造的課題として、多面的なプラットフォームにおける市場定義の困難さや、無料役務の運用による従来の経済分析手法 (SSNIP テスト等) の効力低下を挙げた。また、アルゴリズムの不透明性に対処するための専門的な技術ス

- キルの確保が困難であることや、AIと競争に関する市場調査の結果、コンプライアンス費用削減のために企業にアルゴリズムの自己監査を促していることを紹介した。
- **米国：連邦取引委員会（FTC） 競争局 技術執行課 次席：パトリシア・ガルヴァン**氏は、AIなどの新興分野においても競争プロセスが社会に利益をもたらすことを確実にする法執行機関としての役割を強調した。アマゾンに対する反トラスト法訴訟（2027年3月公判予定）や、欺瞞的なプライム会員解約に関する25億ドルの和解、メタによるInstagram/WhatsApp買収を巡る控訴状況について報告した。さらに、AIパートナーシップに関する報告書を通じ、インプットへのアクセス制限などの懸念を指摘したことを紹介した。
 - **英国：競争・市場庁（CMA） デジタル市場ユニット シニア・ディレクター：ユアン・マクミラン**氏は、いわゆる「事前規制」に該当する「デジタル市場・競争・消費者法（DMCCA）」の施行状況を説明した。CMAは検索分野でGoogleを、モバイル分野でApple及びGoogleを「戦略的市場地位（SMS）」保有事業者として指定し、個別の事情に応じた救済措置の設計を可能にした。また、直近ではGoogle検索に対するデータポータビリティや「AI Overviews」への掲載の選択に係る行動要件のコンサルテーションを開始したことを明らかにした。
 - **オーストラリア：オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC） デジタル市場部門 ゼネラル・マネージャー：ケイト・リーダー**氏は、2017年からの約10年に及ぶ取組を総括し、SNSやマーケットプレイスなどに関する14の公開報告書に言及した。また、2022年の勧告に基づき、本年中に重要な規制改革を進めるべく、政府と連携していることや、メタに対する暗号通貨に係る詐欺やGoogleの検索に係る和解等の法執行について報告した。
 - **欧州連合：欧州委員会（EC） 通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局 デジタル市場課長：フィロメナ・キリコ**氏は、本格適用から2年が経過した「デジタル市場法（DMA）」について、データポータビリティやモバイルエコシステム間の相互運用性に焦点を当てていること、2026年5月にはDMAの3か年レビュー報告書を公表予定であることを述べた。また、AIおよびクラウドに関する新たな優先事項として、Googleに対し、検索データへのアクセスやAIエージェントとの相互運用性に関する拘束力のある指針（binding guidance）を提供するための手続きを開始したことや、クラウドサービス提供者をゲートキーパーとして指すべきかどうかの定調査に着手したことについても触れた。
 - **日本：公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）：鈴木 健太**参事官は、2025年12月に全面施行された「スマートフォンソフトウェア競争促進法（MSCA）」の詳細を説明した。同法はOS、アプリストア、ブラウザ、検索の四つのボトルネックを対象とし、競争促進とセキュリティやプライバシーの保護を両立させる現実的な措置の特定を重視している。また、規制対象事業者及びサードパーティアプリ開

発者の双方との継続的な対話を優先事項に挙げた。

パネリスト間の対話（ディスカッション）

プレゼンテーションに続き、後続の管轄区域が先行事例からどのように学び、利益を最大化できるかという点について議論が行われた。

- ・ **ケイト・リーダー氏（豪 ACCC）** は、海外の動向を常に把握すると同時に、国内の枠組みに柔軟性を持たせる重要性を説いた。これは、欧州や英国での規制変更に対応できない「不都合なパッチワーク」が生じるのを避けるためである。サヴィトリ・コレ氏（CCI）も、先行事例を現地の状況に適応させることで競争状況を改善できると同意した。
- ・ **パトリシア・ガルヴァン氏（米国 FTC）** は、事後規制のアプローチを擁護した。同氏は、1世紀前の法律であっても、AT&Tの分割やマイクロソフトへの対応が証明しているように、デジタル規制に特化した規制を導入することなく、ハイテク市場に適切に対処しイノベーションを促すことが可能であると主張した。最近のグーグルに対する勝利も、この伝統を継承するものであると期待を寄せた。
- ・ **フィロメナ・キリコ氏（欧州委員会）** は、国際協力は各国の当局間で実現したい「市場の成果」を一致させることが核心であると指摘した。各国の「コンプライアンスの文化」には、裁判所の命令を必要とする場合もあれば示唆だけで動く場合もあるといった違いがあるが、目指すべきゴールが一致していれば、グローバル企業による各国への対応も容易になると述べた。
- ・ **ユアン・マクミラン氏（英国 CMA）** は、手法は違えど、投資・イノベーション・成長の支援という目標は共通していると述べた。デジタル規制は「ビッグテック」を差別するためのものではなく、彼ら以外のプレーヤーも経済に便益をもたらし続けられるようにするためのものであると強調し、規制における「謙虚さ」の必要性と見直しの重要性も説いた。
- ・ **鈴木参事官（公正取引委員会）** は、市場の実態は管轄区域ごとに異なり得ることを喚起した。同氏がアプリ開発者等から300枚の名刺を収集した経験に触れ、規制は高次元な原則だけでなく、こうした現場の具体的な市場条件に裏打ちされるべきだと主張した。

最後に、短期的・長期的に協力を進めるための具体的な手段が議論された。

- ・ **サヴィトリ・コレ氏（印 CCI）** は、技術的専門知識の共有やトレーニングプログラムを通じたキャパシティ・ビルディングを提案した。
- ・ **鈴木参事官（公正取引委員会）** は、Web会議の頻度を上げるなど定期的な連携について提案しつつも、言語の壁や時差といった実務上の課題を指摘した。
- ・ **ユアン・マクミラン氏（英国 CMA）** は、規制の分岐を防ぐためには「長期的には我々は皆死んでいる」という言葉を引用し、即時の協力が必要だと警告した。特に、当局間で詳細な情報を交換するための企業からの「守秘義務解除（ウェイバー）」取得の重要

性を強調した。

- ・ **フィロメナ・キリコ氏（欧州委員会）** は、非公開情報の交換だけでなく、公知の情報をより効果的に共有することで「大きな絵（全体像）」を把握する緊急性があるとした。司会の片岡専門官（公正取引委員会）は、各当局は協力しつつも、市場評価や政策執行の最善の手法を巡って互いに「競争」する必要の側面もあるとし、進歩への第一歩は建設的な議論の場に姿を見せることであると再確認してセッションを締めくくった。
-

パネルディスカッション②: 未来への投資～プラットフォーム型経済において中小事業者がいかに成長するか

日本とカリフォルニアの双方でスタートアップへの助言を専門とする弁護士、笠松 航平氏が司会を務めた本セッションでは、巨大なデジタルエコシステムの中で小規模なイノベーターがどのように競争力を維持できるかを探った。パネルには、スタートアップ・コミュニティ、ベンチャーキャピタル、ビッグテック及び競争当局を代表する6名のスピーカーが登壇した。

各パネリストによるプレゼンテーション

- ・ **Wantedly, Inc.（代表取締役 CEO 仲 暁子）**：仲氏は、自社がいかに主要プラットフォームを活用して成長したかを詳述した。AWS の活用により初期投資を数億円規模から約10円にまで削減し、Facebook の API が初期のトラフィック獲得に不可欠であったと述べた。一方で、グーグルの「AI Overviews」による検索ランキングの変動や Facebook の規制変更といった突然のルール変更は、中小プレーヤーの収益に直結するリスクがあることを強調した。また、頻繁なアップルの OS アップデートに対応するためのリソース確保が大きな負担となっていると語った。
- ・ **Y コンビネーター（公共政策責任者 ルーサー・ロウ）**：ロウ氏は、支配的なプラットフォームが競合を即座に模倣・遮断できる市場において投資が停滞する「キル・ゾーン（Kill Zone）」について説明した。高齢者を詐欺から守るディープフェイク検知技術を開発したスタートアップが、プラットフォームから通話音声へのアクセスを拒否され失敗した事例を挙げた。また、バイブコーディングによりソフトウェア開発が容易になる一方で、ゲートキーパーが消費者に至る「パイプ」を支配しサードパーティへのトラフィックを3分の1程度に低減させている現状を「AI 発見可能性の危機」と表現した。
- ・ **マイクロソフト（アジア地区 競争政策・市場規制責任者 ジョイ・フユノ）**：フユノ氏は、公開 API の提供や Azure Marketplace 外でのライセンス販売許可、開発者

データを競合製品開発に使用しない確約を含む「AI アクセス原則」を紹介した。同氏は、プラットフォーム提供者は「他者が何を構築するのを助けるか」によって定義されるべきだとし、これらの確約が第三者監査によって検証可能であるべきだと述べた。

- **SherLOCK, Inc. (代表取締役 CEO 築地 テレス)**：築地氏は、AI セキュリティ・スタートアップとしてグローバルなプラットフォームのクレジットを享受しているものの、グローバルな基準だけでは日本独自の法的・商慣習的なリスクをカバーしきれないとし、スタートアップが、プラットフォーム単独では対処不可能な「セキュリティの空白」を埋める役割を強調した。また、巨大 AI モデルの自己評価には限界があるため、中立的な第三者による評価が不可欠であると主張した。
- **ドイツ連邦カルテル庁 (総合政策課長 グンナー・カルファス)**：カルファス氏は当局の役割を「仲裁者 (メディエーター)」と位置づけ、鉄道データの開放事例を紹介した。また、中小企業が抱く依存するエコシステムからの報復である「恐怖の障壁」に対し、競争当局が個別の身元を保護しつつ広範な調査を行うことや、コミュニケーションにおいて調整の要となることを提案した。
- **欧州委員会 (競争総局 デジタルプラットフォーム対策局長 アルベルト・バッキエガ)**：バッキエガ氏は DMA による相互運用性の義務化やデータの不正な利用の禁止などの例を挙げた。規制がイノベーションを阻害するという批判に対し、市場支配的な企業は常に自社の利益に基づいてサードパーティを評価し、そのイノベーションを脅威とみなすため、市場を開放して挑戦の機会を作ることこそがイノベーションの真の原動力になり、それこそが DMA の目的であると反論した。

パネリスト間の対話 (ディスカッション)

- 司会の笠松氏は、プラットフォームが自らセキュリティサービスを提供しつつサードパーティを制御する場合に、サードパーティがいかに生き残れるかを問うた。築地氏 (SherLOCK) は、市場閉鎖よりも成長が制限されることが深刻であるとし、当局に、サードパーティとプラットフォーム間の情報の非対称性解消を求めた。
- 笠松氏は、突然のプラットフォーム変更への対策を問うた。仲氏 (Wantedly) は、グーグルの「AI Overviews」や Facebook のログイン規制など、四半期ごとに起こる予測不可能な変更の実態を語った。外国企業である AWS の為替リスクを避けるための国内インフラへの切り替えも検討するものの、機能面でのギャップが大きすぎて現実的ではないと述べた。
- ルーサー・ロウ氏は「AI 発見可能性の危機」を深掘りし、音声アシスタント開発の「Blue」社の事例を挙げた。同社は OS への API アクセスが得られず、ソフトウェア機能のために 200 ドルの USB ドングルを自ら製造せざるを得なかったとし、こうしたアクセスの欠如がイノベーションを阻害している事例だと批判した。

- 笠松氏はバッキエガ氏に DMA がイノベーションを阻害しているという批判への回答を求めた。バッキエガ氏は当局による弊害のリスクを認めつつも、市場支配的な既存企業はサードパーティのイノベーションを自身への脅威となり得るかという観点から常に評価するものであり、画期的なアイデアを消費者に届けるためには、市場をコンテストにすることが重要だとした。
- ジョイ・フユノ氏（マイクロソフト）は、規制のハーモナイゼーションは重要である一方で、当局は技術的なフィージビリティや開放性とセキュリティのトレードオフを考慮すべきだと主張した。また、新たな規制の策定を急ぐ前に、既存の不公正な取引方法に関する規制で何ができるかをまず検討すべきだと示唆した。
- グンナー・カルファス氏は当局に何ができるか尋ねた。築地氏は国内セキュリティ基盤への支援や中立的評価、またプラットフォーム間でのインターオペラビリティを求め、仲氏は、スタートアップは半年単位の資金燃焼率（バーンレート）で動いているため、数年を要する法改正を伴う当局への関与は優先順位が低くなりがちであり、VC ネットワークを活用した効率的な意見収集を助言した。
- 最後にロウ氏は、スタートアップとプラットフォームの技術専門家を一堂に会して当局が同時にヒアリングする「ホットタブ方式」を提案した。バッキエガ氏は、欧州委員会もティッピング（市場の固定化）が起こる前の早期介入に向けて Android OS 機能の開放などのガイダンス提供を進めていると結んだ。

パネルディスカッション③: 原則から実践へ～未来に適合する競争政策

東京大学の滝澤 紗矢子教授が司会を務めたこの最終セッションでは、最先端技術にいかに関与ルールを適応させ、イノベーションと消費者保護を両立させるべきかが論じられた。先端を走るテック企業、国際機関及び競争当局を代表する者がパネルに加わった。

各パネリストによるプレゼンテーション

- **アップル（競争法・規制担当シニア・ディレクター ショーン・ディロン）**：ディロン氏は、将来のルールは技術中立的であるべきだと主張し、事務的なチェックリストではなく消費者の成果に焦点を当てるべきだと述べた。同氏は、当局が製品設計を後知恵で推測する EU の DMA を「官僚による工業デザイン」と批判する一方、セキュリティ、プライバシー及び知的財産を競争要素として認めている同氏が考える日本の MSCA を高く評価した。
- **グーグル（APAC シニア・コンペティション・カウンセラー フェリシティ・デイ）**：

デイ氏は、AI分野の競争は活発であり、新規参入や画期的な科学的成果が生まれていることを強調した。拙速な規制導入はイノベーションを抑制するリスクがあると警告し、AI学習データの権利問題などは競争法よりも知的財産権の枠組みで議論すべきだと指摘した。

- **OpenAI（経済政策責任者 アダム・コーエン）**：コーエン氏は、10年後のルールを固定するのではなく、チップ、データ、エネルギーといったインプットへのアクセスや流通チャネルといった普遍的なテーマに注力すべきだと提案した。同氏は、将来のボトルネックを防ぐための「迅速な (Swift)」介入を支持し、不作為の誤りを避けるべきだとした。
- **公正取引委員会（デジタル市場調査企画室長 池澤 大輔）**：池澤室長は、俊敏で証拠に基づいた政策の基盤として市場調査の活用の重要性を強調した。市場の激しい変化に対応するため、エンジニアをデジタルアナリストとして採用して「技術的な層」を厚くし、行政職員が市場を正確に把握できるようにしていると述べた。
- **タイ取引競争委員会（委員 パタマ・ティエンラヴィシサグール）**：パタマ氏は、法的確実性を提供するためのプラットフォーム特有の競争ガイドラインを含む、タイの多層的なアプローチを説明した。デジタル市場は法整備よりも速く進化するため、利害関係者との対話を優先し、国内の規制当局とも調整して企業に対する不必要な負担を軽減すべきだと述べた。
- **OECD（競争課次長 アントニオ・カポビアンコ）**：カポビアンコ氏は、グローバル企業のニーズは「整合性（一貫性）」にあるとし、法管轄地域により規制態様が分岐しているところ、地域間のアプローチを調和させるためのOECDの標準設定の役割を強調した。

パネリスト間の対話（ディスカッション）

- 滝澤教授が生成AIとこれまでのプラットフォームの違いを問うた。パタマ氏（タイ取引競争委員会）は、従来のプラットフォームは、ランキングや検索結果といった複数の選択肢を提示することで、利用者と事業者を結びつける「仲介者」としての役割が主だったのに対し、生成AIは「意思決定レイヤー（層）」として機能することを指摘した。また、多くの場合、統合された単一の回答を生成するため、事実上、従来の検索結果に取って代わり、他の選択肢が目には触れる機会を減少させることも指摘した。同氏は、これらの技術がもたらすスピードと規模は、従来のデジタル市場よりもはるかに速くティッピングを引き起こす可能性があるかと警告し、当局が対策を講じる前に、市場支配力が定着するおそれにも言及した。
- 滝澤教授はAIが安全かつ公正に普及するためのルールについてデイ氏（グーグル）に尋ねた。同氏は、製品が安全でなければユーザーは離れていくため、安全性自体が競争の要素であり、当局は、安全に係る規制を追加するなどして「公正」な結果

を押し付けるのではなく、「競争のプロセス」そのものを守ることに専念すべきだと主張した。

- 池澤室長（公正取引委員会）は、的確な規制を行うためには、各企業の抱える具体的な懸念を理解した上で、独自のデータや企業への詳細な聞き取り調査に基づかなければならないことを強調した。また、急速に変化する技術環境に対応するため、生成 AI に関する実態調査報告書を、調査開始からわずか 8 ヶ月と、従来の実態調査と比べて短時間で公表したことをアピールした。
- コーエン氏（OpenAI）は、執行不足と過剰執行をめぐる長年の議論について触れ、規制当局に対し迅速な意思決定を促し、過去 30 年間にわたるテック訴訟において繰り返し同様のテーマを扱ってきたことを考えれば、自信を持って介入できると主張した。また、多少の小さな誤りを招くことになったとしても、過去を振り返るより迅速に介入する方が優れているとの見解を示した。
- カポビアンコ氏（OECD）は、競争当局は「象牙の塔」に留まらず、プライバシーや消費者保護の当局とより密接に協力し、官民を交えた多角的な対話が必要であると強調した。同氏は、プライバシー規制当局が大きな影響力を持つ分野として、特にデータポータビリティを挙げた。さらに、スタートアップ企業、既存企業及び規制当局による会合など、官民連携に向けた新たな潮流を強調した。

事業者から当局への問

- デイ氏（グーグル）はパタマ氏（タイ取引競争委員会）に、タイにおけるデジタル関連の投資促進と競争政策の両立させる手法を問うた。同氏は、双方の目標、すなわち持続的かつ長期的な成長であると回答した。また、タイは現在、データセンターのインフラ整備と人的資源の能力構築を通じ、AI 主導のエコシステムを促進している一方で、競争政策によって AI 機能へのアクセスを担保し、国内のイノベーションが規模を拡大できるようにしていると同氏は述べた。
- デイロン氏（アップル）は池澤室長（公正取引委員会）に MSCA の有効性をどのように評価するのかを問うた。池澤室長は個人としての見解としつつ、多くの利益が実感できるのは数年か先になること、また、短期的な定量目標を設定することは、変化の激しい市場において取組を阻害しかねないと主張した。池澤室長は、むしろ、MSCA を公取委が将来に渡って新たな課題に対応し海外当局と連携するための「要石（Keystone）」と捉えていると述べた。

将来へのビジョン（締めくくりの発言）：健全な競争環境を築くためにどうすべきかの提言

- デイロン氏（アップル）：政府は「勝者と敗者」の選別や製品設計の選択肢について事後的な判断への誘惑にかられないようにすべきである。また、製品設計の差別化こそが消費者に享受される最大のメリットであり、当局が無理に標準化を強いるこ

- とは、そのメリットを損なうリスクがある。
- パタマ氏（タイ取引競争委員会）：「設計による競争」というコンセプトの下、一面的な法執行に終始するのではなく、経済、ビジネス及び技術に係る正当性を比較検討する「合理の原則」を用いることが重要。
 - コーエン氏（OpenAI）：介入は迅速であるべきであり、常に消費者利益を最優先すべき。
 - 池澤室長（公正取引委員会）：市場の展開に合わせて優先順位を見直す必要がある。現在、AI 事業者とニュースメディア間に生じている新たな関係性を検証するニュースコンテンツの配信に関するフォローアップ調査を開始するなどしている。
 - デイ氏（グーグル）：AI 競争の決定的な特徴は開放性にあり、グーグルはオープンソースのデータベースを公開し、標準的なノート PC でも動作する Gemma モデルを提供しているなど、小規模な開発者にとっての参入障壁を低くしている。
 - カポビアンコ氏（OECD）：柔軟性、迅速性及び整合性が将来に適した政策の 3 原則である。
-

閉会の挨拶（青木 玲子 委員）

青木 玲子委員は、多様な当局代表者、学者及びビジネスリーダーの対話によって本フォーラムが成功を取めたことに謝意を表した。500 名以上の参加は、フォーラムが大きな影響力を持っている証左であると述べた。同委員は、共有された知見を日本の MSCA 施行やその他のデジタル政策に即座に反映させていく決意を再確認した。

主要な成果として、

- ・法管轄区域間の違いを認めつつ共通の「北極星」、すなわち、競争を促進して消費者の生活をよりよくするという目的を確認し、国際的な絆を強化したこと、
- ・当局と業界関係者が互いの議論を観察し合うというユニークな環境下において、プラットフォームと中小企業間の透明性と信頼が構築されたこと、
- ・最終パネルが、不確実な技術の未来に伴う恐怖を、協力関係によって乗り越えられるということを証明したことを挙げた。

最後に、MSCA 施行 1 周年にあたる 2027 年 1 月頃に東京で第 3 回グローバル・フォーラムを開催する計画を発表し、本フォーラムにおける進展が活気ある市場を呼び起こし、また、あらゆる場所で人々の生活を豊かにすることへの期待を表明して締めくくった。

以上